

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第 2 号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和29年12月 3 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行し、昭和29年12月 3 日から適用する。</p> <p><u>2</u> <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項の規定の適用を受ける教育職員検定を申請する者は、第13条第 1 項各号（第 9 号を除く。）に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 保育士登録証の写し</u></p> <p><u>（2） 学校の卒業証明書（学士の学位を有することをもって出願の要件とする者に係る申請に限り、かつ、その学位が明記されているものに限る。）</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。